

**標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、
標準報酬の月額と比較及び組合員の同意等(定時決定用)**

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、標準報酬定時決定基礎届を届け出るにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

所属所番号	企業	(部課番号)	所属所(部署)名称
333			〇〇市 (総務課)

組合員証番号	組合員氏名	生年月日	性別
12345	共済 太郎	平成XX年XX月XX日	男

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	固定的給与	非固定的給与	合計
平成XX年7月 22日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年8月 23日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年9月 20日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年10月 22日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年11月 22日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年12月 21日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年1月 20日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年2月 20日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年3月 22日	280,000円	0円	280,000円
平成XX年4月 21日	280,000円	80,000円	360,000円
平成XX年5月 23日	280,000円	100,000円	380,000円
平成XX年6月 21日	280,000円	90,000円	370,000円

【標準報酬の月額と比較欄】※全て給与支給機関が記載してください。

従前の標準報酬の月額	短期給付標準報酬		厚生年金標準報酬		退職等年金標準報酬	
	等級	月額	等級	月額	等級	月額
	17	280千円	18	280千円	17	280千円

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)
3,630,000円	302,500円

短期給付標準報酬		厚生年金標準報酬		退職等年金標準報酬	
等級	月額	等級	月額	等級	月額
18	300千円	19	300千円	18	300千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)
1,110,000円	370,000円

短期給付標準報酬		厚生年金標準報酬		退職等年金標準報酬	
等級	月額	等級	月額	等級	月額
22	380千円	23	380千円	22	380千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)
○	302,500円

【標準報酬の月額と比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- 退職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
- 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
 - イ 前年7月から当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定しても差し支えないこと。)
- 前年7月～当年6月までの間に固定的賃金変動が起こった場合でも、報酬月額の平均の計算対象となる月であれば、固定的賃金変動が反映された報酬も含めて平均を計算する。
- この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には「前年7月～本年6月の平均額」を記入する。
- 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入する。

【組合員の同意欄】

私は、本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当所属所(部署)が申立てすることに同意します。

組合員氏名 共済 太郎 印

【備考欄】